

豊田都市計画土地区画整理事業の変更（愛知県決定）

都市計画豊田浄水特定土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	豊田浄水特定土地区画整理事業			
面 積	約155.8ha			
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	これらについては別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹 線 街 路	3・3・5 国道155号線	
			3・3・46 浄水駅北通り線	
			3・4・48 保見浄水線	
			3・4・111 浄水駅中央通り線	
			3・4・123 浄水駅東通り線	
			3・4・124 浄水駅南通り線	
		区 画 街 路	7・5・103 かえでの道	
			7・5・104 はなみずきの道	
			7・5・105 にれの道	
	7・5・106 なかよしの道			
	上記都市計画道路を基幹とし、区画道路幅員6mを標準として、幅員4～16mを配置する。			
	公 園 及 び 緑 地	種 別	名 称	
近 隣		3・3・24 浄水公園		
街 区		2・2・95 にれ公園		
		2・2・96 浄水三本松公園		
		2・2・97 原山公園		
		2・2・98 南さくら公園		
		2・2・101 かえで公園		
		2・2・102 はなみずき公園		
		地区面積の3%以上の公園面積を確保し、誘致距離等を考慮し適正に配置する。また、緑地を適宜配置する。		
その他の 公共施設	本地区の施行に伴う雨水流出量の増加に対処するため調整池を配置する。			
宅地の整備	街区規模としては、短辺20～50m、長辺100～150m程度を標準とするとともに各宅地とも原則として道路面よりも高くするよう整備する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。